

【改訂版】非常変災時の対応について

国土交通省が令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用を開始したことから、本校の非常変災時の対応を一部改訂しましたことをお知らせいたします。各事項をご確認いただき、児童の安全確保にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1 「暴風」の付く警報が発表された場合や松山市から「警戒レベル4避難指示」が発令された場合

【警戒レベルについて】

本校は松山市が各地区に発令する「警戒レベル」に基づいて対応しています。
正確な情報は、松山市防災ポータル、MACメールの情報等をご確認ください。

(1) 児童が家庭にいるとき（在宅時）

判断時刻	警報等の状況	学校の措置	注意事項
午前7時	【発表】 または 【発令】	自宅待機	・気象情報に注意し、解除時の準備をしておく。
午前11時	午前7時 ～ 午前11時 【解除】	昼食をすませて 午後13時 までに登校	・昼食後、各班の集合場所に集合し、安全に気を付けて集団登校する。 ・集合時刻は、 <u>通常の5時間遅れ</u> とする。 【通常7時20分集合であれば12時20分集合】
	【継続】	臨時休業 (自宅学習)	・午前11時以降に解除になっても、外出は控える。 ・翌日の授業は、休業になった日の時間割で行う。

(2) 登下校中に発表または発令されたとき（登下校中）

- ア 気付いた点で、自宅と学校の近い方に避難する。帰宅した場合は、自宅で待機する。
イ 学校に避難した場合や気付かずに登校した場合は、次の1の(3)のアの対応となる。

(3) 児童が学校にいるとき（在校時）

- ア 登校後に発表または発令が予想されるときは、必要に応じて臨時停業の措置を取り児童を緊急下校させる。この場合、年度当初にご家庭より提出いただいた「緊急下校確認票」に従って対応する。
イ 下校時に上記警報等が発表されている場合には、必要に応じて、児童の引き渡しを行う。テトル及びマックメール、電話等で連絡し、引き取りをお願いする。引き取りの方法については、別途お知らせする。

2 校区にレベル3の防災気象情報（レベル3氾濫警報、レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、警戒レベル3高齢者等避難）が発表または発令された場合

- (1) 上記1と同じ対応とするが、児童の登校の安全が十分確保できると判断される場合には授業を実施する。授業を実施する場合には、テトル及びマックメール、学校のホームページ等で知らせる。

3 いずれかの「特別警報」が発表されたとき

- (1) 児童が家庭にいるとき ⇒ 臨時休業とする。
(2) 児童が学校にいるとき ⇒ 1の(3)のアと同じ対応とする。

4 松山市で大規模地震(震度5強以上)が発生した場合

(1) 児童が家庭にいるとき

ア 臨時休業とする。

(2) 児童が登下校中のとき

ア 児童は、学校と自宅の近い方に避難する。

イ 自宅に保護者がいない場合は、児童は学校に避難し、学校から保護者に引き渡しを行う。

(3) 児童が学校にいるとき

ア 直ちに授業を打ち切り、より安全な場所へ児童を避難させる。

イ 保護者の方に、直接お子様の引き渡しを行うため、余震等に注意をして 1の(3)のAと同じ対応とする。引き渡し方法の詳細については、別途お知らせする。

ウ 迎えがない児童がいたり、二次災害の恐れがあったりする場合は、状況に応じてより安全な場所で待機させる。

エ 震度5強未満の地震が発生した際は、状況に応じて対応する。原則として通常通り授業を行い、教師引率のもと集団下校を行う。

5 愛媛県に「Jアラート」による緊急情報発信があった場合

(1) 児童が家庭にいるとき

ア 落下場所等についての情報が入るまで 自宅待機とする。

イ 政府からの情報をテレビやラジオ、インターネット等で収集し、室内避難の解除を確認後、登校日の場合は登校する。

⇒ 安全が確保されない場合は、臨時休業とする。

(2) 児童が登下校中のとき

ア 近くのできるだけ 頑丈な建物の中に避難する。近くに建物がいない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

⇒ 安全を確認してから登下校する。

(3) 児童が学校にいるとき

ア 安全な場所に避難し、安全を確認後、平常の日課に戻る。

イ 被害があった場合は、テトル及びマックメール、学校のホームページ等で知らせる。

⇒ 通学路の安全確認後、集団下校または学年下校させる。

⇒ 学校や校区内に被害が出た場合、状況に応じて 1の(3)のAと同じ対応とする場合もある。

※ 落下物や不審物を発見した場合は、近寄らず直ちに警察や消防に連絡すること。

※ 弾道ミサイルの情報は、「国民保護ポータルサイト」「首相官邸ホームページ」で公開される。

6 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)発表された場合

(1) 「熱中症特別警戒アラート」発表当日の対応について

ア 「熱中症特別警戒アラート」が 前日午後2時頃に発表された場合は、MACネットCSCで一斉送信される。

イ 原則 臨時休業とする。

ウ 土日祝日の学校行事・部活動等も原則 中止とする。

※ ただし、学校管理下での部活動等については、会場等にエアコンの設置などの環境整備がなされ、かつ、全ての児童生徒を暑さ対策が十分な方法で送迎できるなど、熱中症対策が徹底されていることなどを総合的に勘案し、学校長が認めることができる。

(2) 「熱中症特別警戒アラート」について

ア 県内全ての情報提供地点(14 地点)において、暑さ指数(WBGT)の最高値35以上が予測される場合、前日午後2時頃に発表される。

【情報提供地点】

大三島	今治	西条	新居浜	四国中央	松山	長浜	久万	大洲	瀬戸	宇和
宇和島	近永	御荘	(14 地点)							